

市第 39 号議案 横浜市再生可能エネルギー等導入推進基金及び  
当該基金事業に関する評価委員会条例の制定

市第 56 号議案 平成 25 年度横浜市一般会計補正予算（第 2 号）（関係部分）

■条例制定案及び補正予算案の概要

環境省の再生可能エネルギー等導入推進基金事業※による補助金を新たに獲得したことに伴い、基金の設置、管理、処分及び評価委員会に関する条例を制定します。

また、今年度は、当該補助金のための基金を設置するとともに、当該基金事業の推進にあたり再生可能エネルギー等導入推進事業を行います。

※地震や台風等による大規模な災害に備え、避難所や防災拠点等に再生可能エネルギー等の導入を支援し、「災害に強く、低炭素な地域づくり」を全国に展開することを目的とする。予算額は全国で 245 億円、3 か年（平成 25～27 年度）で実施。

<市第 39 号議案>

1 条例の目的

再生可能エネルギー等の導入の拡大によるエネルギーの自立化及び分散化を図り、地球温暖化対策及び災害に強いまちづくりを推進するため、横浜市再生可能エネルギー等導入推進基金を設置するとともに、市長の附属機関として評価委員会を設置します。

2 基金の概要

(1) 名称

横浜市再生可能エネルギー等導入推進基金

(2) 実施期間

平成 25 年度～平成 27 年度

(3) 本市内示額

6 億円

(4) 事業内容

特別避難場所※約 40 か所に太陽光発電設備（5～10kW）と蓄電池（5kWh 程度）等を設置し、災害時のエネルギー対策と平常時の省エネを推進します。

※高齢者、障害者など地域防災拠点での避難生活に適應できない在宅要援護者の二次的避難場所であり、施設所在地の区役所と地域ケアプラザや特別養護老人ホームなどの社会福祉施設等との間で、避難場所の開設や運営に関する協定を締結しています。平成 25 年 7 月末現在、427 か所の施設と協定を締結しています。

ア 公共施設再生可能エネルギー等導入事業

公設特別避難場所に①太陽光発電設備、②蓄電池、③高効率照明を導入

※①②は同時設置が必須（補助率 10/10）、

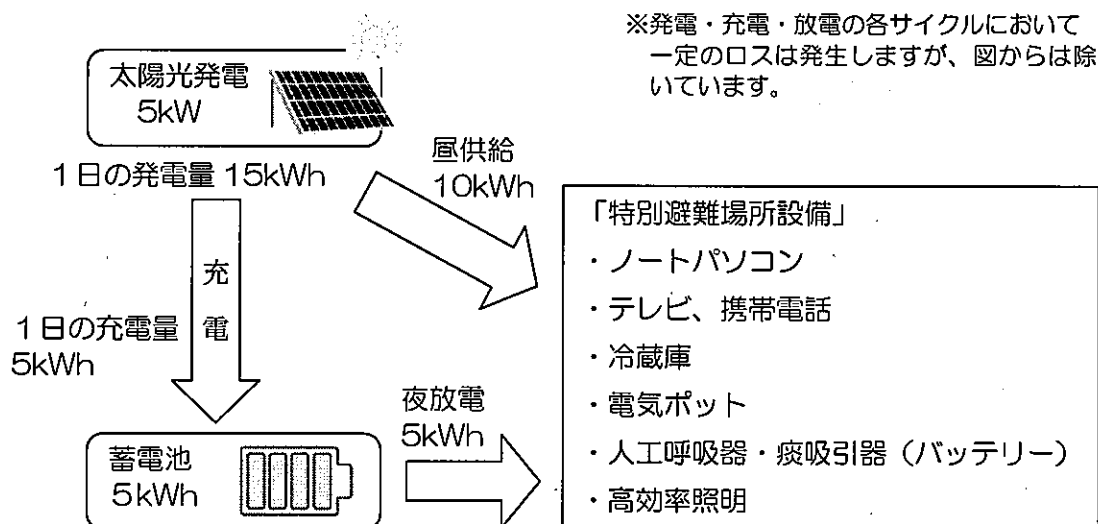
③は①②を設置した場合のみ可（補助率 2/3）

イ 民間施設再生可能エネルギー等導入推進事業

民設特別避難場所に①太陽光発電設備、②蓄電池を導入

※①②は同時設置が必須（補助率 1/3）

<参考> 導入する再生可能エネルギー等設備の使用イメージ\*



3 評価委員会

(1) 名称

横浜市再生可能エネルギー等導入推進基金事業に関する評価委員会

(2) 所掌事務

当該基金事業の計画及び実績について審議及び評価

(3) 委員構成

学識経験者等 4人以内

(4) 任期

平成28年5月31日まで

4 条例の効力

平成28年5月31日まで

<市第 56 号議案>

1 一般会計歳入歳出予算の補正

(1) 再生可能エネルギー等導入推進基金事業（増額補正）

ア 再生可能エネルギー等導入推進基金積立金

新たに獲得した国費を横浜市再生可能エネルギー等導入推進基金に積み立てるため、6 億円を増額

イ 再生可能エネルギー等導入に係る調査・設計等

基金事業実施のため、施設状況の調査・設計及び有識者会議の運営費として、1,475 万円を増額

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額 A	補正額 B	計 A + B	補正額の財源			
				国庫支出金	市債	その他	一般財源
8 款 環境創造費	33,803,488	614,750	34,418,238	600,000	-	14,750	0
2 項 総合企画費	2,359,399	614,750	2,974,149	600,000	-	14,750	0
4 目 温暖化対策費	715,711	614,750	1,330,461	600,000	-	14,750	0
再生可能エネルギー等 導入推進基金事業費	0	614,750	614,750	600,000	-	14,750	0